KSKP（かいつぶり通信No. 116）第三種郵便物承認　通巻12848号　2025年3月2日発行

かいつぶり通信

KSKP No.116

題字　酒井雄哉大阿闍梨

■1984年8月20日第三種郵便物承認　毎月（1・2・3・4・5・6の日）発行　■発行人　関西障害者定期刊行物協会　大阪市天王寺区真田山町2-2　東興ビル4F　定価100円

かいつぶりエッセイ
VOL.51

未来への下ごしらえ

「あの〜・・・
これで、うちの息子を働かせてもらえんやろか？」

70歳を超えたと見える女性。土の付いた大根が三本入ったナイロン袋を差し出しながらうちのセンターのドアを開けてくれはる。息子は大学卒業後、大手の電機メーカーへ就職。その後、3か月で辞めて2年間は職を転々として気張ってた。その後は、疲れてしまって今は自宅の自室のみで生きる暮らしを送っていると話してくれはる。母ちゃんはいつも最強の応援団や。

琵琶湖と鈴鹿山脈の間に位置する田舎な地域ではこんな「働きたい」と「働きたくない」声を毎日聴く。そんな小さな声を、地域の当たり前に、そしてそんな彼らの人生のものがたりが地域の未来を創る仕組みを田舎なこの町に仕掛ける。自宅で充電中の彼らに助けを求める。「図書館の庭の草むしり頼まれたんやけど、一人では出来ん。手伝って！」「しゃーないなぁ…」と腰を上げ、鎌を持って手伝ってくれる。田んぼの草刈り、薪割り、参道整備。時には独居のじいちゃんの引っ越し手伝い。田舎な地域は困りごとが満タン。そんな困りごとを彼らと解決する現場（軒下産業）が広がり地域が彼らによって循環している。ほんまに当たり前はオモロイなぁと思う。

あんたの仕事は何？と聞かれる。就労支援？そんなちっぽけな話やない。「働くを応援する」とは「人生を応援する」であると彼らから教えて貰えるこの時間は、大事な見えんもんの生産活動をしてるのかもしれん。今日も朝から電話が鳴る。「野々村さん、今日は能登川店の缶ビールが安いで！」応援をしてるつもりでされてる毎日が私の日常やといつも思う。おおきにや。

エッセイストプロフィール

働き・暮らし応援センター
“Tekito-”センター長兼支援ワーカー
野々村 光子（ののむら みつこ）さん

幼い頃から、母親の始めた田舎の作業所の仲間が自宅に出入りするという環境で育つ。大学卒業後、精神障害者通所授産施設での支援を経て、精神保健福祉士を取得。京都障害者職業相談室にて精神障害者の就労支援に関わり6年間勤務。平成18年より現在のセンター業務に就く。色んな「働きたい」が実現する地域を目指し、「人・モノ・金・愛」が廻る仕組みを発信中。一般社団法人Team Norishiro理事、精神保健福祉士。雑誌「コトノネ」執筆連載エッセイが昨年単行本「しんどいから　おもろいねん」として発行。

施設のなかの
ぴかっとアート！

はじめての陶芸

西澤 美紀さんの作品（湖南ホームタウン）

CONTENTS

2 3 4 特集●シリーズIII
成年後見人制度を
「正しく使う！楽しく使う！」
「親亡き後問題」は「親の生き方問題」と言える理由（わけ）

5 6 かいつぶりネットワーク
湖北と湖南の通所＆介護施設を紹介します！

7 父母の会レポート
滋賀県庁障害福祉課へ要望書提出と要望書に対しての回答と意見交換

8 NEWS
●新春の集い
●第17回立命館守山中学校　障がい児理解教育合同講演会
●療育キャンプ
●第58回近畿肢体不自由児者福祉大会　京都大会
●第58回全国肢体不自由児者父母の会連合会　全国大会
●近畿ブロック地域指導者養成セミナー 滋賀県
Dr.植松のQ&A　胃ろう（経管栄養）になって、誤嚥による危険は回避できるようになったのに、お薬の胃ろうからの注入は介護職ではできません。おかしくありませんか？

9 お得な情報／縁の下の力持ちさん

10 4コマ漫画で見る　障害者権利条約ってなに？ <第27条>

特集
シリーズⅣ
親の声

成年後見人制度を「正しく使う！楽しく使う！」

「親亡き後問題」は「親の生き方問題」と言える理由（わけ）

成年後見人制度を「正しく使う！楽しく使う！」をシリーズ特集として進めてきました。Ⅰでは現在の成年後見人制度の内容と手続きについて、Ⅱでは障がい児を抱える親から現状の制度内容の疑問を専門家の先生に質問してお話を伺いました。Ⅲでは現在の法定後見人制度ではどんなところに影響が出てくるのか？具体例を交えて問題点と改善内容について、全国手をつなぐ育成会連合会顧問の久保厚子さんに、障がい児を抱える親目線で、率直なご意見を伺いました。シリーズⅢを持って最終回としましたが、様々な方の意見を伺った上で、当事者である障がい児を抱える親御さんは、どんな思いでいるのか？「親亡き後問題」について素直な気持ちをここでお伝えし、最終回とさせていただきます。

滋賀県障害児者と
父母の会連合会代表
植松潤治

自分がいなくなった後、誰がどこでどのように自分の子どもを介護していくのでしょうか。

障害のある子どもを授かった親は、「自分がいなくなった後、誰がどこでどのように自分の子どもを介護していくのか」という苦悩を常に抱きながら生活していることが、多くの研究報告で示されています。
具体的には、「親亡き後」
①誰が日常生活上の介助を行うのか
②誰が子供の金銭管理（収入や支出、年金等）を行うのか
③言葉や意思表出が困難な子どもの気持ちを誰が受け止めてくれるのか
④医療や健康問題に安心して託せる支援体制はあるのだろうか。

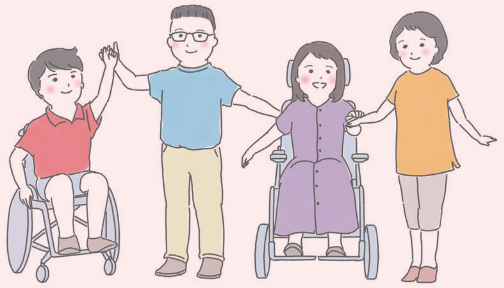

親亡き後に思うこと
（Aさん）

我が家には17歳の一人息子がいます。学校卒業後の就労先を決めるための実習が始まったところでまだ終活と呼べるようなことは大してしていないのですが、先日の父母の会総会後の学習会で学んだことを参考に進めて行こうと思っています。通帳や印鑑登録は準備しておりましたが遺言はまだ考えていませんでした。一人っ子な上、親族も近くにいないため親亡き後は非常に切実な問題です。彼も私もお互いが『良き人生だった』と思えるものになるようにこれからしっかり準備していこうと考えています。

親亡き後に思うこと
（Bさん）

皆様は『親亡き後』を見据えて、どのようにお過ごしですか？
人は自分の死にとても無頓着な生き物なので、『親亡き後』は“先延ばしの考え”になってしまいます。そもそも、今のステージで手一杯ではないでしょうか。ただ、『自分が介護できなくなった時』を考える事はすごく大切です。介護できなくなる理由は様々だと思いますが、『自分が介護できなくなった時』にすぐにでも対応できるように『自分が動ける時に』準備しておきたいものです。準備の先延ばしは子供を不幸にします。なぜなら、急いで選ぶ支援先はどうしても『やっつけ仕事』になってしまうからです。
自分の子供に合っているのか？をきちんと考えずに、受け入れてくれるからと安易に預けてしまいがちです。そして、支援先の再考もされぬまま子供は、生き続けなければなりません。親でさえ、自分の事で精一杯になる時が必ずきます。子供のステージ、親のステージ、取り巻く環境も様々だと思いますが、今一度立ち止まって考えてみるのもアリだと思います。

現状の「成年後見制度」は親亡き後、親と同じように対応してもらえる制度設計ではありません。

こういった問題は2000年代から提示され続けているように、古くて新しい問題です。同時に、障害福祉が「施設」から「地域・在宅」支援にシフトされ、今日では障害者総合支援法と介護保険法で様々な支援が展開されてきましたが、どちらも本人支援が基本であり、そのサービス選択も本人の意思が最重要であります。しかし、この制度の根底には、インフォーマルな支援があり、特に在宅支援には保護者や親の支援が欠かせないものであることも間違いありません。ここに今回の「親亡き後問題」が内在されています。本人の代弁者となるべく「成年後見制度」も展開されてきましたが、未だその利用実績は上がっていません。それは親が代弁者の役割を担えなくなった時に、親と同じように対応してもらえる制度設計ではないからです。

<グラフ出典>在宅身体障害者（児）及び在宅知的障害者（児）：厚生労働省「生活のしづらさなどに関する調査」（令和4年）、施設入所身体障害者（児）及び施設入所知的障害者（児）：厚生労働省「社会福祉施設等調査」（令和3年）等、在宅精神障害者及び入院精神障害者：厚生労働省「患者調査」（令和2年）より厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部で作成
※在宅身体障害者（児）及び在宅知的障害者

在宅・施設別障害者の人数

障害者総数1164. 6万人（人口の約9.3%）
うち在宅1116.0万人（95.8%）、うち施設入所48.7万人（4.2%）

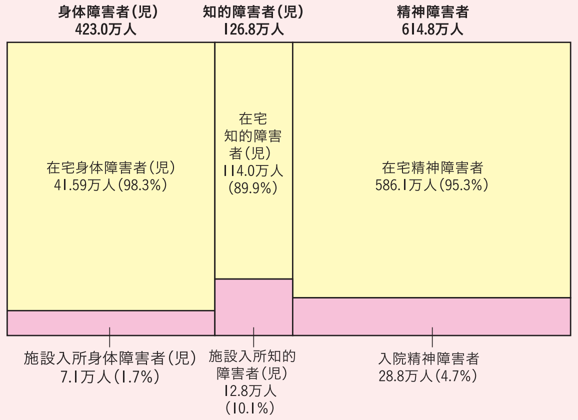

年齢別障害者の人数

65歳未満53%、65、65歳以上47%

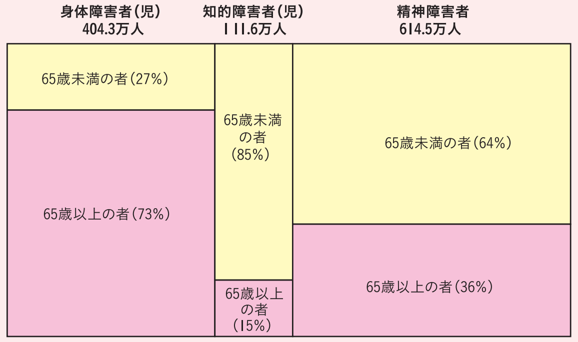

特集 シリーズⅣ 親の声

民間企業も巻き込んだ就労の在り方や障害者が充実した日常生活を送るための自己発現の場の広がりを強く求めていくことが大事。

東京都荒川区では障害者・保護者、地域社会、行政等が果たすべき役割をまとめたレポートがあります。そこでは、障害者とその家族等の関わりについて、「早い時期から準備を進めること。当事者が意識の上でも、実生活の上でも親の助けを借りる度合いを減らし、少しでも「親離れ」できるようにすること。そのためには個人的ライフプランを当事者・関係者間で作成していくことを提示しています。また、地域社会に対しては「障害者基本法」の理念をすべての区民に浸透させ、積極的に社会的包摂の考え方を推し進めることが肝要とされました。

さらに行政に対してもこれまで以上に、自らの問題として「親亡き後」の諸課題に取り組む必要を求められています。今後整備されつつあるグループホームや施設といった住いの課題、身近な事柄に対する相談窓口の充実、実効性ある成年後見制度の改善、民間企業も巻き込んだ就労の在り方、そして障害者が充実した日常生活を送るための文化・スポーツ等自己発現の場の広がりを強く求めていかなければなりません。

親亡き後に思うこと

(Cさん)

重度心身障害児(小6)の子どもがいます。生活は全介助で、家ではほぼ私が介助しています。

私に何かあった時のために、夫に伝えていることがあります。

①相談員さんに電話する。

②通帳やデジタルデータの暗証番号を一覧にしているノートの在り処。

③私の延命や葬儀の要望。

今のところはこれだけで、まだまだ不安は拭いきれていません。

今後の課題として、なるべく色々な人に(サービスも含めて)関わってもらい、子どもの日常を知ってもらうことが大事だなと思っています。

子の人生も親の人生も障害にとらわれない普通の生活になることを願います。

それこそが「親亡き後問題」が本当は「親の生き方問題」と言える理由(わけ)です。子の充実したライフプランが達成されると同時に、親の豊かな人生設計もなくてはなりません。親の終活が実りのあるものとなるためにも、親の現役時代から子のために汗をかきましょう。子の人生も親の人生も障害にとらわれない普通の生活になることを願っています。

父母の会レポート

2024年11月25日(月)

滋賀県庁障害福祉課へ要望書提出と要望書に対しての回答と意見交換

つぎはぎだらけの制度ではいけない 福祉を越えてその人の権利を求めていく

2024年11月25日(月)に滋賀県庁障害福祉課へ要望書提出と要望書に対しての回答・意見交換のため、植松会長他会員の方々と伺いました。

今回、要望書の重要事項として、

◎成年後見制度の利用促進

◎グループホーム(共同生活援助)の整備促進

◎施設入所支援

◎短期入所(ショートステイ)の受け入れの整備促進

◎公共的施設への自動飲料水販売機設置促進

が挙げられておりました。事前に県の職員の方々に内容をお伝えしておりましたので、すぐにご回答をいただくことが出来、またその場でも私たちの質問や今抱えている問題についてもお返事いただくことができ、大変有意義な時間となりました。

最後に、植松代表より「つぎはぎだらけの制度ではいけない」「福祉を越えてその人の権利を求めていく」というお言葉をおっしゃっていただいたのが、印象に残りました。

毎年一度は県庁に出向き、私たちの声を届けております。来年度も11月頃要望書提出を予定しております。その際には参加を募りますので、是非ともご検討、お願いいたします。

友だち同士、ママ友同士で意見を言っていても何も変わりません。ぜひ、みなさんの声を届けてみませんか。それこそが、この滋賀県障害児者と父母の会連合会の会員の強みだとも思うのです。

要望事項

滋賀県障害者プラン２０２１に挙げられた重点施策・主要施策に対しての重点要望事項です。

共生社会づくり

@成年後見制度の利用促進
- 成年後見制度の利用ニーズ等の実態把握を行う際に、障害のある方の特有ニーズの確認を進めてください（老人後見ニーズとの違いを明らかにしてください)

ともに暮らす

最重点要望事項にも上げています

@グループホーム（共同生活援助）の整備促進
- 医療的ケアを必要とされる障害児者が増えています。その人たちの生活の場（ケアホーム）の保障を進めて下さい。滋賀県障害児協会が進めている米原市 GH は私たちが希望する主旨に合致した GH です。県からも強い推進をお願い致します。
- 個別支援計画を丁寧に作成され、そのニーズを充足されるよう居宅介護・重度訪問介護等の訪問系サービスの上乗せ利用や２４時間３６５日看護師配置の充実を図ってください。(最重点要望事項)
- クループホーム（ケアホーム）整備に当たり土地・家屋の取得は事業所の力のみでは対応できません。土地の無料貸与・家屋整備助成を進めて下さい。

@施設入所支援
- 障害者総合支援法では生活介護を伴う障害者支援施設には管理医配置が求められていますが、入所支援にはその文言が見当たりません。入所支援のみ利用される入居者の訪問医療導入を認めてください。

@短期入所（ショートステイ）
- 短期入所（福祉型）4,653 人分、(医療型）518 人分（令和 5 年度見込量）となっていますが、現実緊急時利用が出来にくいことから想定される見込量に過少評価があります。特に医療的ケアを必要とする人や重度行動障害のある人は、ほとんど受けていただけない。安心生活を保障するためにも、緊急利用可能なベッド・人員体制を整備してください。

ともに働く

@国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公共的施設への自動飲料水販売機設置促進
- 身体障害者福祉法第 22 条　国又は地方公共団体の設置した事務所その他の公　共的施設の管理者は、身体障害者からの申請があつたときは、その公共的施設内において、新聞、書籍、たばこ、事務用品、食料品その他の物品を販売するために、売店を設置することを許すように努めなければならない。とあるように、障害者が帰属する団体等からの申請に対して設置に協力するように働きかけてください。

NEWS

県肢連関係

●新春の集い
▶令和7年3月3日(月)
●第17回立命館守山中学校
障がい児理解教育合同講演会
▶令和7年3月6日(木)
●療育キャンプ
▶令和7年3月29日(土)

全肢連関係

●第58回近畿肢体不自由児者福祉大会
京都大会
▶令和7年7月12日(土)
会場／ホテルグランヴィア京都
●第58回全国肢体不自由児者父母の会連合会
全国大会
▶令和7年9月27日(土)～28日(日)
会場／北海道札幌市にて開催予定
●近畿ブロック地域指導者養成セミナー 滋賀県
▶令和7年11月頃予定
会場／未定

Dr.植松のQ&A

Q 胃ろう(経管栄養)になって、誤嚥による危険は回避できるようになったのに、お薬の胃ろうからの注入は介護職ではできません。おかしくありませんか?

A 胃ろうからの栄養剤の注入は、一定の研修を終了した介護職でもできるようになりました。しかし、現在もその注入にお薬は含まれておらず、医療職(医師・看護師)のみが許される行為であると定まっています。家族であれば、医療行為の違法性阻却の考えからお薬の注入は許されていますが、今なお介護職には適応されていません。現場の職員・家族にとっては納得できない、との意見は多く出されています。国は、「規制改革推進会議」を立ち上げその中の、「健康・医療・介護ワーキンググループ」で「介護現場におけるタスク・シフト/シェアの推進について」、この問題を議論しています。昨年5月にその中間答申が作成されました。それによると、令和7年措置開始をめどに、現在医行為でないと考えられる範囲のさらなる拡大整理を行うこととなりました。現場の混乱を早く収束でき、ご本人の益となることを願っています。

植松潤治医師プロフィール

湖北グリーブクリニック、
かいつぶり診療所総院長

日本小児科学会専門医
日本小児神経学会専門医

日本リハビリテーション
医学会認定臨床医

平成元年滋賀医科大学卒業、平成8年同大学院卒業、医学博士。日本小児科学会、日本小児神経学会、日本リハビリテーション医学会、日本児童青年精神医学会、日本重症心身障害学会所属。介護支援専門員。

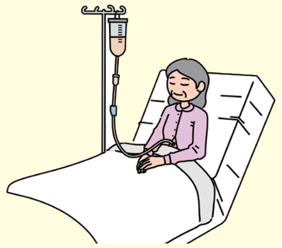

KSKP(かいつぶり通信No. 116)第三種郵便物承認　通巻12848号　2025年3月2日発行

かいつぶりレポート お得な情報

おすすめです!

特別割引用ICカード

< 対 象 者> 第1種身体障害者または第1種知的障害者とその介護者

<利用エリア> JR西日本のICOCAエリア(亀山駅を除く)

これまで磁気乗車券の購入時や利用時には手帳の提示が必要でしたが、特別割引用ICカードを使うことで、申込み時と年1回の更新時に本人確認と障害者手帳確認手続きをすれば、乗車ごとの障害者手帳確認手続きを省略することができ、障害のある利用者の利便性を高めています。

詳細はこちらで!

デジタル障害者手帳「MIRAIRO ID」

カバンや財布から取り出していた障害者手帳を、
スマホでパッと提示できます。

◎障害者手帳をスマホに表示
障害者手帳の情報を取り込むことで、窓口での確認をスマホひとつでスムーズにします。
◎お得に使える電子クーポンを提供
飲食店やレジャー施設などでお得に使える電子クーポンを、集約して提供します。
◎オンラインストアにて商品を販売
ミライロIDに賛同する事業者の商品を、ワンストップにて販売します。
◎障害者割引価格のチケットを販売
障害者割引が適用された金額で購入できる、オンラインチケットを販売します。
◎一人ひとりに合わせた情報を配信
障害種別に応じて、生活に役立つ情報やお得な情報をあなたのスマホへお届けします。
◎必要なサポートの伝達をアシスト
必要なサポートや車いすのサイズなどの登録で、窓口での伝達をスムーズにします。

詳細はこちらで!

縁の下の力もちサン

ご支援ありがとうございました!
令和6年10月～令和7年1月まで(順不同、敬称略)

寄付金
【湖北タウンホーム】
湧口清美、髙橋裕二、長浜市虎姫地区赤十字奉仕団

物品ご寄付(書き損じハガキを含む)
【湖北タウンホーム】
大石友子、小柳貞子、中川惠子、北村知弘、湧口清美、びわこ学院大学、国友工業株式会社、真柄洗業株式会社、虎姫まちづくりセンター、虎姫地区赤十字奉仕団、ケムコ商事株式会社、株式会社ライフ、株式会社小山商会

ボランティア
【湖南ホームタウン】
椅子レクダンス矢車草の会、マナビィ滋賀、青人草、近代大正琴なごみ会、チューリップ23、2525会、キラッと22、村山晴美、饗庭夏生、林田博恵、寺井美耶、中村洋司、飯田勝栄、宮川明子、織田阿暉子、志賀まさ子、土井久枝、青木喜佐恵、中谷由紀子、御子芝貴美子、竹若重勝、吉田佐代子、池田芳子、堀口陽子、深田芳春、山口哲夫、西川早苗、林美子、久保田みや子、千装紀男
【湖北タウンホーム】
横山博志、西川桂子、古山富美子、デルロサリオ恵美、竹越悦子、横田美穂子、東ヶ﨑健一、中野民踊クラブ花水木、虎姫児童民生委員、虎姫地区赤十字奉仕団、長浜市社会福祉協議会

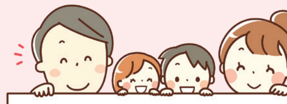

書き損じハガキがございましたら、
父母の会事務局まで
よろしくお願いします。

KSKP（かいつぶり通信No. 116）第三種郵便物承認　通巻12848号　2025年3月2日発行

4コマ漫画で見る 障害者権利条約ってなに？

＼シリーズ第42回目／

労働と雇用

イラスト:るーしー小林

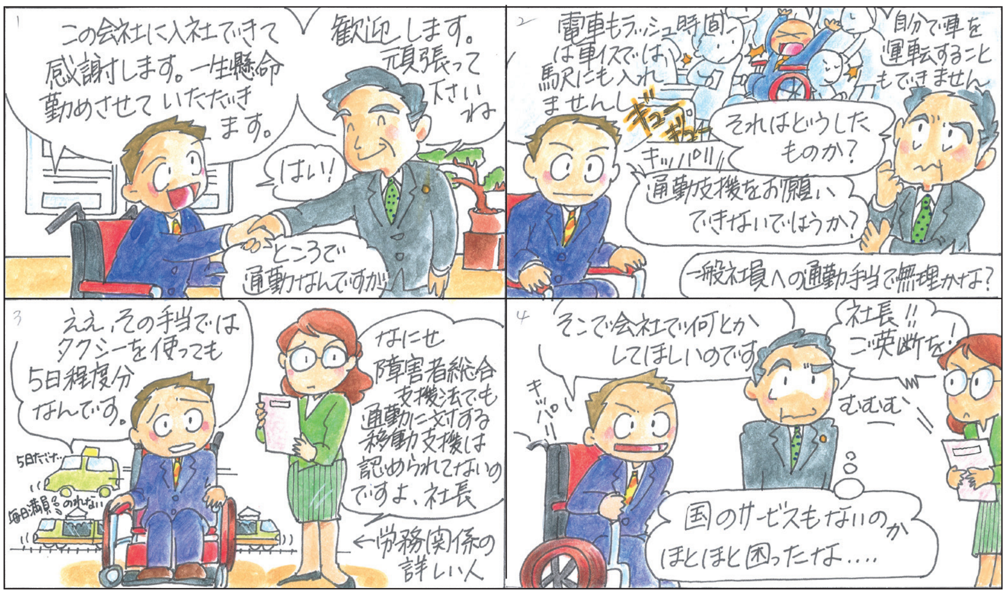

障害者が望み、雇用側からも望まれ、一人の未来ある働き手となりました。しかし、通勤方法をはじめ、障害者の労働者は日々切実な問題に直面しています。この先、一人の働き手として職場に定着し成長してもらうには、雇い主と国が、それらの問題を解決し、労働条件や労働環境の向上を担わなければならないのです。

障害者権利条約から部分的に抜粋してご紹介します

第27条　労働及び雇用

1　締約国は、障害者が他の者との平等を基礎として労働についての権利を有することを認める。この権利には、障害者に対して開放され、障害者を包容し、及び障害者にとって利用しやすい労働市場及び労働環境において、障害者が自由に選択し、又は承諾する労働によって生計を立てる機会を有する権利を含む。締約国は、特に次のことのための適当な措置（立法によるものを含む。）をとることにより、労働についての障害者（雇用の過程で障害を有することとなった者を含む。）の権利が実現されることを保障し、及び促進する。

(a)あらゆる形態の雇用に係る全ての事項（募集、採用及び雇用の条件、雇用の継続、昇進並びに安全かつ健康的な作業条件を含む。）に関し、障害に基づく差別を禁止すること。

(b)他の者との平等を基礎として、公正かつ良好な労働条件（均等な機会及び同一価値の労働についての同一報酬を含む。）、安全かつ健康的な作業条件（嫌がらせからの保護を含む。）及び苦情に対する救済についての障害者の権利を保護すること。

(c)障害者が他の者との平等を基礎として労働及び労働組合についての権利を行使することができることを確保すること。

(d)障害者が技術及び職業の指導に関する一般的な計画、職業紹介サービス並びに職業訓練及び継続的な訓練を利用する効果的な機会を有することを可能とすること。

(e)労働市場において障害者の雇用機会の増大を図り、及びその昇進を促進すること並びに職業を求め、これに就き、これを継続し、及びこれに復帰する際の支援を促進すること。

(f)自営活動の機会、起業家精神、協同組合の発展及び自己の事業の開始を促進すること。

(g)公的部門において障害者を雇用すること。

(h)適当な政策及び措置（積極的差別是正措置、奨励措置その他の措置を含めることができる。）を通じて、民間部門における障害者の雇用を促進すること。

(i)職場において合理的配慮が障害者に提供されることを確保すること。

(j)開かれた労働市場において障害者が職業経験を得ることを促進すること。

(k)障害者の職業リハビリテーション、職業の保持及び職場復帰計画を促進すること。

2　締約国は、障害者が、奴隷の状態又は隷属状態に置かれないこと及び他の者との平等を基礎として強制労働から保護されることを確保する。

編集後記

今年で、阪神・淡路大震災からちょうど30年が経ちました。近年は地震に限らず災害が多く、日ごろからの対策や備えが欠かせないと言われています。

ある記事を見て私がいいなと思ったのは、もしも自分や家族が避難していて、無事であることを伝えたいとき、LINEで自分の名前を「〇〇無事です」「〇〇ここにいます」に変更する方法です。これはLINEで繋がっている人に名前を見てもらうだけで、安否や居場所が伝えられるということです。個々に連絡を取り合っていたらバッテリーの消耗が気になりますが、この方法なら一目で分かるということです。

時代とともに備えも変わりつつありますが、見直していくことは大切だなと思いました。

いつも元気でね健診

かいつぶり診療所では、障がいのある子どもを育てるご家族を対象に、血圧・血液検査などの健康診断を行なっています。保育・療育完備です。詳しくは下記までご連絡下さい。

お申込・お問い合わせはかいつぶり診療所まで

TEL:077-514-1715

【編集人】

社会福祉法人 滋賀県障害児協会

〒524-0022　滋賀県守山市守山町168−1 かいつぶりハウス内

[TEL]077-514-1685　[FAX]077-514-1702

[URL]http://www.open-mind.jp

[E-MAIL]kaitsuburi@open-mind.jp

滋賀県障害児者と父母の会連合会

〒524-0022　滋賀県守山市守山町151-1

[TEL]080-4329-3302　[FAX]077-598-0062

[URL]http://www.open-mind.jp/fubonokai/

[E-MAIL]fubonokai@open-mind.jp

■1984年8月20日第三種郵便物承認　毎月（1・2・3・4・5・6の日）発行　■発行人　関西障害者定期刊行物協会　大阪市天王寺区真田山町2-2　東興ビル4F　定価100円

KSKP(かいつぶり通信No. 116)第三種郵便物承認　通巻12848号　2025年3月2日発行

かいつぶり ネットワーク 湖南

通所&介護施設紹介

通所施設 湖南ホームタウン

〒524-0022　滋賀県守山市守山町 168-1
TEL.077-514-1685

　職員だけではなく、湖南HTの特徴として、地域のボランティア様にもたくさん参加していただき、さまざまな活動に協力していただいています。利用者様もボランティア様との関わりを楽しみにされています。

　ここでの関わりが施設行事にも繋がっていると思います。年度ごとに活動内容の見直し・バージョンアップを検討していますが、職員数も限りある中で、利用者様に満足してもらえるような活動を今後も考えていきたいと思っています。

●週間活動予定●

	月	火	水	木	金	土
am	陶芸 / 散歩	陶芸 / クッキー	音楽療法	陶芸 / ボッチャ	ミュージック	カラオケ
pm	アロマシアター	喫茶	カラオケ / ボッチャ / 車椅子ダンス 第2/3	おもしろ / 生花 第2・4	エンジョイスポーツ / 園芸	ゲーム

介護施設 ヘルパーステーション「かいつぶり」

〒524-0022　滋賀県守山市守山町 151-1
TeL.077-548-7058

　ヘルパーステーション「かいつぶり」は、共同生活援助『ぽのハウス』、地域に住んでおられる方の重度訪問介護、移動支援をさせていただいています。利用者は主に大津市、守山市、栗東市の方です。自宅での支援をさせていただいたり、買い物の支援をさせていただいたりしています。「料理したい！」と希望があった際は、一緒に出来る事を考え、支援をさせていただいています。利用時間は、1日に4時間の利用の方もおられれば、8時間利用されている方もいらっしゃいます。ご利用していただいている方と外出に行った際には「次は○○に行こうね。楽しみやわ。」と嬉しい言葉を頂き、ヘルパーの力の源となっています。

　ヘルパーステーション「かいつぶり」では現在、平日の日中の重度訪問介護、移動支援の利用を募集しています。利用時間は、ご希望に添えるよう相談しながら、決めていけたらと思います。短い時間でも構いません。長い時間でも状況に応じて対応させていただきます。皆様の生活の支えとなるよう、心を込めて支援をさせていただきます。

KSKP（かいつぶり通信No. 116）第三種郵便物承認　通巻12848号　2025年3月2日発行

かいつぶりネットワーク 湖北

通所&介護施設紹介

通所施設 通所施設「ぽれぽれ」

〒529-0102　滋賀県長浜市月ヶ瀬町 525
TEL.0749-73-3917

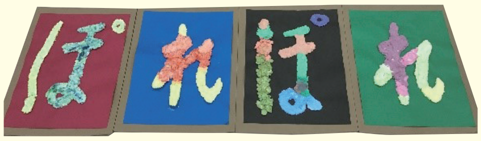

　昨年、湖北タウンホーム生活介護事業の名称をご利用者様やご家族様から募集し、『ぽれぽれ』に決定しました。ぽれぽれ（Pole Pole）はスワヒリ語で「ゆっくりと」という意味です。（設立当初はポレポレという名称でした。）当初の思いや理念・理想を忘れることなくご利用者様のご希望や思いに寄り添いながら、ゆっくりと確実に前進していきます。
　さて、ぽれぽれについて簡単にご紹介させて頂きます。普段は生活支援員3名、看護師1名で運営を行っています。
　特に今年度は日中活動の見直しに力を入れ、ご利用者様1人ひとりの機能を活かした支援ができるように理学療法士や作業療法士とも相談しています。また、車椅子からマットに降りる時間を設け、リラックスして頂きながら作業療法士や生活支援員によるマッサージも行っています。皆様から好評を頂いていますが、現状に慢心せずこれからもご利用者様に喜んでいただけるような支援をしていきたいと思います。今後もよろしくお願い致します。

介護施設 ヘルパーステーションlopi（ろぴ）

〒529-0102 滋賀県長浜市月ヶ瀬町 525
TEL.0749-73-3910

ヘルパーステーション
lopi
ろぴ

　はじめまして。ヘルパーステーションlopi（ろぴ）と申します！
　2024年4月より居宅介護事業所として運営を開始しました。
　『lopi』という名前の由来は、lopi＝『糸』という意味があります。みなさんと手を取り合って歩み、ときにやわらかく、ときに力強く、ときにしなやかに…未来を紡ぐサポートを展開していきたいというマインドが込められています。
　サービス内容は、長浜市・米原市圏域を中心に、居宅介護ならびに重度訪問介護を提供しています。また、2025年春を目処に、同行援護事業を開始させていただく予定です。
　これまで入所施設スタッフとして従事してきましたが、地域に出向き始めたことで支援者としての今までの行動や考え方を見直す場面が多々あります。また、当事者様やご家族から学ばせていただくことが本当に多く、日々気づきと研鑽の連続です。今後も、さまざまな方と出会い、スタッフ一同さらに成長を重ねて地域のみなさまへ恩返しができるよう役割を担い続けていきたいと思います。